

欧州における追及権制度の可能性と限界 ——欧州司法裁判所判決からの示唆——

小 川 明 子

1. はじめに
2. 欧州追及権指令の成立
 - 2.1 欧州指令成立の経緯
 - 2.1.1 ベルヌ条約
 - 2.1.2 Phil Collins 判決と欧州市民の平等
 - 2.2 欧州追及権指令によるハーモナイゼーション
 - 2.2.1 規定の概要
 - 2.2.2 義務規定と任意規定
 - 2.3 欧州追及権指令の影響
 - 2.3.1 欧州2011年報告書
 - 2.3.2 美術関係者会議
3. 欧州追及権指令の保護範囲
 - 3.1 フランスの追及権制度
 - 3.1.1 フランスの美術市場規模
 - 3.1.2 フランスの追及権
 - 3.2 没後の権利継承者
 - 3.2.1 各国法の差異
 - 3.2.2 Fundacio Gala-Salvador Dali, VEGAP v. ADAGP 判決
 - 3.3 追及権の支払い責任
 - 3.3.1 フランス法と欧州追及権指令
 - 3.3.2 Christie's France SNC v. Syndicat national des antiquaires 判決
4. 欧州追及権制度の可能性と限界

1. はじめに

追及権は一般に、著作者あるいはその相続人等が、公開競売やディーラーの仲介によって行なわれる販売の際に支払われる美術の原作品の対価の一部を徴収することができる権利である。基本的には、譲渡不能かつ放棄不能の権利であるため、著作者人格権的性質を持つと考えられる。しかしながら、多くの場合著作権保護期間と同様の期間、著作者あるいはその継承者は販売価格の一部を受ける権利を享有するという、財産権的取り扱いがなされる。つまり、美術の原作品の転売によって得られる金銭的価値の一部が著作者に分配されるという形で著作者に財産権的保護が与えられるという権利であるものの、同時に所有権が移転しても他人に譲渡することはできないという著作者人格権的性質を併せ持つとされ、法制度としてのとらえ方は国によって異なっている⁽¹⁾。基本的には、彫刻や絵画に代表される美術の著作物について、著作者の手を離れたのちの転売が行われるたびに、転売額の一部が著作者に支払われるという形式がとられる。

我が国においては、追及権制度が導入されたことはないが、欧州では、欧州指令2001/84/EC（以下欧州追及権指令という）⁽²⁾によって全欧州連合加盟国において追及権にかかわるハーモナイゼーションが行われ、2012年に一応の完成をみる⁽³⁾。欧州連合加盟国数は、2006年当時の15カ国から2014年現在28か国まで拡大し、それはすなわち追及権を保有する国家数が増加することにも繋がった。欧州追及権指令が作られた時点では世界36か国に

(1) 追及権が初めて導入されたフランスでは、当初より財産権の一つと規定している。ただし、国によってとらえ方に差異がある。

(2) Directive 2001/84/EC of the European Parliament and of the Council of 27 September 2001 on the resale right for the benefit of the author of an original work of art

(3) 本指令においては、それまで追及権制度を自国の法制度に持たなかった国に対しては、各国の経済状況や市場への影響を考慮して、2006年の生存中の著作者保護、2010年あるいは2012年の全著作者保護という二段階の導入を許容した。

追及権が存在するとされていたが⁽⁴⁾、2014年までに少なくとも世界79カ国以上に追及権制度が確認されている⁽⁵⁾。ベルヌ条約加盟国数の168⁽⁶⁾を基準とすれば、欧州連合加盟28カ国という先進国を含んだ世界の約半数の国が追及権を導入しており、追及権は1920年にフランスで導入された比較的新しい権利であるものの、この導入国数は追及権が一つの確立された権利であるということを示しているといえる。

追及権制度が、他の著作者の権利と比較して大きく異なっている点は、著作物の利用行為ではなく、原作品の所有権の移転に際しロイヤルティの支払が発生することである。新しい権利を導入するためには、導入により起こりうる影響を考慮することが必要であり、追及権制度もその例に漏れない。欧州追及権指令は、未導入国での新規導入、あるいは、すでに何らかの追及権制度を持っていた国での指令への批准のための法改正後も、定期的にその効果と影響に関する報告書を出していくということを明記している⁽⁷⁾。

本稿では、まず、欧州追及権指令の成立までの背景及び本指令の内容について概観し、各国法の差異から発生する問題に焦点を当てる。そしてそれらを争点とした欧州司法裁判所（以下 CJEU）判決について述べた後、欧州追及権指令の可能性と限界について若干の検討を行う。

(4) 欧州追及権指令には、当時添付資料として欧州連合加盟国以外で追及権を保有している国が書かれており、第7条（1）では、その他の国との間で相互主義を適用するとしうえて、（2）ではこのような国のリストを早急に作成すると規定している。英国では本指令に批准するための The Artist's Resale Right Regulations 2006、添付資料 Schedule 2 において、指令と同じリストを添付している。

(5) アメリカ著作権局2013年12月13日付け報告書“Resale Royalties: an updated analysis”によれば、79カ国に法制度があるとされる。同報告書 appendix E, Selected Countries with laws containing provisions on the resale right による。

(6) WIPO web site より。http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?treaty_id=15（2015年3月10日アクセス）

(7) 2001/84/EC, Article 11

2. 欧州指令2001/84/EC の成立

追及権 (droit de suite) は、作品が第三者に所有されたとしても、その移転に際しての譲渡価格の一部を著作者に支払うという権利である。追及権制度は、1920年フランスで誕生し、その後欧州、アフリカ、南アメリカの各国に広まった。その始まりは1893年、アルベール・ヴォノワが、クロニック・ド・パリ紙上で、物の所有権が移転しても販売が行われる度に作品に対する権利を主張できるという権利について言及したことにあるとされる⁽⁸⁾。

著作者には、複製、上演、演奏等の利用行為に関する著作権料を受ける権利があることが、著作権法で規定される。ただし、このような権利は、主に文芸あるいは音楽の著作物にかかわる利用に対するものであり、美術の著作物についていえば、その権利範囲は極めて限定的である。つまり、複製を行って頒布する小説や音楽であれば、大量に複製することでより多くの著作権料を受け取るといえるが、一点あるいは限定数を制作して販売する美術分野の作品には、複製数をもとに著作権料を受け取るという形式はなじまない。そこで、販売が行われる度に、その販売額の一部を著作者に支払うという考え方が生じたとされる。

美術委員会で報告したアベル・フェリ委員は、以下のように述べている。「私達は投機に対する利益の分配を求めているのではない。作品の上昇または下落に左右されない芸術的な財産にかかわる法の拡大を求めているのである。(中略) 文筆業、音楽家、戯曲作家はそれぞれ強力な団体に属し、リサイタル、演奏、あるいは出版活動を通じて収入を得ることができる。その収入が広く一般の人々から集められる一方で、画家が生活の糧を得るのは、コレクターからのみである。」⁽⁹⁾ すなわち、複製や上演、演

(8) L. de Pierredon-Fawcett, *The Droit de Suite in Literary and Artistic Property*, Center for Law and the Arts, Columbia University School of Law (1991), p 2

奏等の使用料を受ける可能性がある音楽や文芸の著作者と美術の著作者との間には、報酬を受ける方法に差異があることが指摘された。フランスでは、その後いくつかの法案と検討を経て⁽¹⁰⁾、1920年の世界初の追及権法創設に至る。

欧州においては、1921年ベルギー、1926年チェコスロバキア、1935年ポーランド、1937年ウルグアイ、1941年イタリアと、その周辺国にその制度は広がっていった。そして、2001年、欧州追及権指令によって当時の欧州連合加盟15か国における追及権のハーモナイズに至る。

2.1 欧州指令成立の経緯

既に追及権を取り入れた国は、追及権の無い国の取引市場への取引の移動によって自国の美術品市場が縮小することを危惧し、また、自国の著作者の作品が他国でも追及権の支払いを受けられることを求めて、その他欧州諸国にも追及権制度が拡大していくことが求められた。

2.1.1 ベルヌ条約

欧州においてフランス以外の国々にも導入が進んだ理由の一つとしては、任意規定ではあるもののベルヌ条約に追及権条項である14条の3が導入されたことがあげられる。

1896年エドアル・マックは、パリで行われたベルヌ条約の会議⁽¹¹⁾において、追及権についての概念の報告を行った⁽¹²⁾。その後1928年のローマ改正会議においては、フランス代表团から、追及権規定を置くという提案がなされ、1948年のブラッセル修正会議で任意規定として採択された。ベルヌ条約は、著作権法に関わる中心的な条約となり、現在までにベルヌ

(9) Abel Ferry, 1914 J.O., Chambre des Deputes, Doc. Parl., annexe 3423, at 150-152, January 23, 1914

(10) de Pierredon-Fawcett, *Ibid*, p 3-4

(11) パリにおける文学的及び美術的著作物の保護に関する国際会議。1896年5月4日開催。

(12) 1896年5月4日パリで行われた。

条約の規定遵守を謳うその他の条約においても、追及権は認定されていることになる⁽¹³⁾。

Art. 14ter (1) The author, or after his death the persons or institutions authorized by national legislation, shall, with respect to original works of art and original manuscripts of writers and composers, enjoy the inalienable right to an interest in any sale of the work subsequent to the first transfer by the author of the work.

(2) The protection provided by the preceding paragraph may be claimed in a country of the Union only if legislation in the country to which the author belongs so permits, and to the extent permitted by the country where this protection is claimed.

(3) The procedure for collection and the amounts shall be matters for determination by national legislation.

14条の3 (1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者（その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体）は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1) に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

(13) 上述の通り、ベルヌ条約第14条の3には追及権が含まれている。TRIPs 協定第9条は「加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する」とし、WCT 第1条第4項は「締約国は、ベルヌ条約第一条から第二十一条までの規定及び同条約の附属書の規則を遵守する」としている。ベルヌ条約が著作権分野において他の条約に優越するという点については、cf. Goldstein and Hugenholtz, *International Copyright*, Oxford University Press (2010), p 49

2.1.2 Phil Collins 判決と欧州市民の平等

Phil Collins 事件⁽¹⁴⁾ は、追及権に関する欧州指令の引き金になった事件である。被告は、英国人歌手 Phil Collins の米国でのコンサートを無断で録音して CD をドイツで発売した。原告 Phil Collins は、ミュンヘン地裁に訴えを起こした。しかし1965年ドイツ法は、外国籍の実演家がドイツ国内で行った演奏については保護しておらず、また、当時アメリカはローマ条約に加盟していなかった。英国籍の Collins が欧州市民でありながら、ドイツにおいてドイツ人と同等の権利を保有することができない状況が、欧州統合にかかわる、全市民が同じ権利を保有するという欧州憲法と抵触する可能性が考えられたことから、ミュンヘン地裁はこの裁判を CJEU に付託した⁽¹⁵⁾。その結果、欧州市民は国籍にかかわらず平等な権利を持つという原則が確認された⁽¹⁶⁾。

Phil Collins 事件は、著作隣接権について争われたが、追及権の支払いを争点とした事件も発生している⁽¹⁷⁾。ドイツ人の著作者 Joseph Beuys (ヨーゼフ・ボイス)⁽¹⁸⁾ の美術作品は、ロンドンでオークションにかけられ、ドイツ人に販売された。Beuys の遺族は、購入者であるドイツ人から追及権を徴収するよう、ドイツの著作権団体に依頼した。オークション契約の交渉はドイツで行われ、作品そのものは、オークション会社のドイツ支店から購入者に配達された。しかし、当時英国には追及権制度がなく、Beuys の遺族に追及権が支払われることはなかった⁽¹⁹⁾。この問題は、当

(14) Phil Collins v. Imtat HandelsGmbH C-92/92 CJEU, 1993年10月20日判決
Clif Richard にかかわる事件 Verwaltungsgesellschaft mbH v. EMI Electrola GmbH 326/92とともに、Joint Case として審議された。

(15) 詳細は以下参照。Simon Stokes, *Artist's Resale Right (Droit de Suite): UK Law and Practice*, Institute of Art and Law (2012), p 11

(16) 2001/84/EC, recital 6

(17) 1991年6月16日判決。IZR 24/92 [1994] GRUR 798. Stokes, *ibid* p 11-12.

(18) Joseph Beuys (1921-1986), ドイツの現代美術家、彫刻家、教育者、社会活動家。

(19) Stokes, *ibid*. p 11

時追及権を持たなかった英国において取引が行われたことに端を発する。対象はドイツ人著作権者の作品で、購入者も販売者も双方ともにドイツ人であり、交渉もドイツで行われた上に、作品もドイツの倉庫に保管されていたために、その発送もドイツから行われていた。ドイツでは1965年より追及権法が施行されているため、遺族はこれが追及権を受けるべき取引であるという主張を行ったのである。

追及権を持たない国で販売された場合、たとえ著作権者の母国に追及権があったとしても支払いを受けることはできない。追及権のある国の著作権者であって、原作品が取引された国に追及権が存在すれば、前述のベルヌ条約の相互主義によって、著作権者は支払いを受けることができる。しかし、欧州憲法12条（当時）の欧州市民が同等の権利を保有すべきという観点からすれば⁽²⁰⁾、ドイツ人著作権者の作品が追及権のない英国⁽²¹⁾で取引された時支払は行われない一方で、英国人著作権者の作品が追及権のあるドイツで取引され時には、追及権の支払いが行われなければならないことになる⁽²²⁾。

1996年4月25日欧州委員会は欧州理事会に追及権に関わる欧州指令の提案を行った。この時点で欧州連合加盟15カ国中、追及権制度を保有していたのは11か国であった。欧州において、欧州市民の平等を実現するためには、欧州域内の全加盟国に同等の権利が存在するか、あるいは、このような権利を撤廃するかの二者択一となる。11カ国が、何らかの形で追及権制度を有していたことは、欧州追及権指令に至る直接的な原因の一つとなったといえる。当時、欧州最大の美術品市場を保有していた英国を中心に、導入に反対する意見も出されたが、約10年の議論の末、追及権に関する欧

(20) *EU constitution Article 12, "Within the scope of application of this Treaty, and without prejudice to any special provisions contained therein, any discrimination on grounds of nationality shall be prohibited."*

(21) この時点では、英国に追及権は導入されていないため、英国での取引であれば、追及権の支払い義務はなかった。

(22) Stokes, *ibid.* p 11

州指令2001/84/EC は、2001年9月27日に採択された⁽²³⁾。

2.2 欧州追及権指令によるハーモナイゼーション

追及権を持たなかった4か国（イギリス、アイルランド、オランダ、オーストリア）は、2006年より生存中の著作者に対する保護を与え、2012年には全著作者を保護するに至っている。追及権制度を持っていた加盟国においても、欧州指令に批准を行っている。

欧州指令2001/84/EC（欧州追及権指令）は、追及権が著作者のもつ本質的な特権であり、著作権の中心的な部分を形成する⁽²⁴⁾としている。本指令は14条からなり、1条から9条までに権利の内容が規定され、義務規定と任意規定から成る。

各条の概要は以下の通りである⁽²⁵⁾。（下線は筆者による。任意規定部分を示す。）

1条：追及権の対象

追及権は、譲渡不能放棄不能の権利であり（（1）項）、販売会社、ギャラリー、ディーラーのような、プロの仲介者、販売者、購入者の行うすべての行為について追及権の対象に含まれる（（2）項）が、著作者から直接取得した者が3年以内に1万ユーロ以下で販売する場合は除外される（（3）項）。また、支払い責任は販売者側にあるとしているが（（4）項前段）、各国法で、2項記載の者を単独あるいは販売者と共同で支払い責任を負わせることができる（（4）項後段：任意）。

また、条文には記載がないものの、説明規定においては追加的除外項目として、個人としての美術館に対する販売であって、営利目的でない場合が挙げられる⁽²⁶⁾。

(23) 欧州指令導入までの経緯については、Stokes, *ibid*, p 11-14

(24) 2001/84/EC, Recital 4

(25) ここでは、英語版の欧州追及権指令を基に翻訳し、概要を述べる。訳は筆者による。

2 条：追及権に係る美術の著作物

保護対象は美術の原作品あるいは原作品と看做される複製物である。美術の著作物は、造形美術とグラフィックアートであり、その具体的な種類は「絵画、コラージュ、油絵、描画、彫刻、プリント、リトグラフ、ガラスの作品、写真の原作品あるいは、原作品とみなされる複製」が含まれる（（１）項）。著作者自身の手でつくられたことを要件としてオリジナルの原作品とされる。また、「原作品とみなされる複製」とは、著作者本人の監督のもと作られていて、通常は、連番がふられる、サインされる、あるいは著作者による承認が行われる（（２）項）。

3 条：下限

加盟国は、追及権の徴収対象となる取引額の下限を決定することができる（（１）項：任意）が、3,000ユーロを上回る下限の設定は禁止される（（２）項）。

4 条：徴収率

徴収率は以下の率を適用する。

- (a) 販売額が50,000.00ユーロまで 4 %
- (b) 販売額が50,000.01ユーロから200,000.00ユーロまで 3 %
- (c) 販売額が200,000.01ユーロから350,000.00ユーロまで 1 %
- (d) 販売額が350,000.01ユーロから500,000.00ユーロまで 0.5 %
- (e) 販売額が500,000.01ユーロ以上 0.25 %

徴収額の上限は12,500.00ユーロとする（（１）項）と規定する一方で、4 条の(a)でいう50,000ユーロまでのカテゴリーには5 %を適用することも可能であるとし（（２）項：任意）、かつ、適用する下限が3,000ユーロより低く設定された場合の3,000ユーロ未満の率については、4 %を下回らないことが規定される（（３）項：任意規定の制限）。

5 条：計算の基礎

3 条, 4 条で記載される「販売額」は、税抜き金額である。

6 条：追及権を受ける有資格者

追及権を受ける有資格者は、著作物の創作者あるいは、没後にその権利を継承するものである（（1）項）が、権利の継承に関しては、説明規定で「没後の扱いについては各国の相続法に従う」とされる⁽²⁷⁾。徴収方法は、徴収管理団体経由で義務的徴収を行うか、あるいは随意的徴収かについては、各国法に委ねる（（2）項：任意）とされる。

7 条：欧州外の国籍の著作者の保護

まず、著作者の国籍を有する国において、欧州加盟国の著作者が追及権について保護されている場合に限り、欧州外の国籍の著作者ならびに相続人にこの権利を付与する（（1）項）とされ、欧州外の追及権のある国家についてのリストを作成し、適宜更新する（（2）項）ことになっている。一方加盟国の国籍をもたない著作者であっても、加盟国に恒常的に居住している場合は、自国の著作者同様に追及権による保護を与えることができる（（3）項：任意）としている。

8 条：追及権の保護期間

追及権の保護期間は、欧州指令93/98/EEC 第一条に規定される著作権の保護期間と同様とする（（1）項）と規定され、その期間は著作者の没後70年である。ただし、本指令（2001/84/EC）の発効する2001年10月13日時点で、追及権を自国法にもたない国については、2010年1月1日までは没後70年の保護は求められていない（（2）項）。そして、経済的問題等の理由で必要であれば、最長2年までの延長を申し出ることができる（（3）項）⁽²⁸⁾。また、2項あるいは3項で示さ

(27) 2001/84/EC, recital 27

(28) 実際に、各国からの申出により延長され、2012年1月1日から施行となった。

れる時期までに、国際交渉の機会には、適切な提案書を提出すること
で、追及権を世界に広めていくこと（（４）項）も記載されている。

9条：情報を得る権利

再販売から３年の間、美術品市場のプロの仲介者等から、追及権の
権利者が追及権支いを受けるにあたり必要とされる情報を、権利者に
対して与えなければならないとしている。

2.2.2 義務規定と任意規定

追及権制度について、欧州委員会において最初のヒアリングが行われた
のは1991年の夏である。以来、前述の Phil Collins 事件及び Joseph Beuys
事件を経て、1996年４月25日に欧州理事会に対し欧州委員会からの提案書
が提出され、2001年９月27日付の本指令に至るまでに、10年間の議論が行
われた。

これまで追及権を導入していた加盟国では取り入れられていない、ブラ
イスキャップ制度⁽²⁹⁾あるいは、未導入国における移行期限の猶予等の措
置⁽³⁰⁾について検討されたのも、本指令の導入によって、美術品市場が追
及権の無い国へと移動してしまうことを危惧したことによる⁽³¹⁾。

本欧州追及権指令は、その説明規定において、追及権が著作権のもつ本
質的な特権であり、著作権の中心的部分を形成する⁽³²⁾とした上で、ベ
ルヌ条約の規定においても追及権の導入は任意規定であり相互主義が適用
されることを指摘している⁽³³⁾。また、同規定では、前述の1993年10月20
日判決 Phil Collins 事件を引用して、欧州域内における国籍による差別の
撤廃といった原則の適用についても付言している⁽³⁴⁾。

(29) 2001/84/EC, Article 4 (1) により、支払いの上限を12,500ユーロと定めるこ
とを指す。

(30) 2001/84/EC, Article 8 (3) により、2010年迄は没後の著作権保護を免除する。

(31) Stokes, *ibid*, pp12-15

(32) 2001/84/EC, recital 4

(33) 2001/84/EC, recital 6

(34) 2001/84/EC, recital 6

本欧州指令で加盟国に課された追及権制度に関わる義務規定は、まず、各加盟国の国内法のもと、以下のような範囲内での追及権制度を創設するということである⁽³⁵⁾。本指令に規定される追及権は、美術の原作品、あるいは、著作者本人の監督のもとつくられる原作品とみなされる作品を対象とし、オークション会社、ギャラリー、ディーラー等プロの仲介者を介する取引を対象としたすべての取引が含まれる。料率は、0.25%から4%の範囲で、額に応じて適用するとし、ただし、取引の下限は3,000ユーロを上回することはできず、追及権に関わるロイヤルティ額の上限は12,500ユーロとなる点についても各国法で批准すべき義務となる。保護期間については、欧州指令93/98/EECに規定される期間が適用される。再販売から3年の間、著作者が仲介者等からロイヤルティの支払いを受けるにあたり必要とされる情報を得ることについても批准する必要がある。すなわち、徴収額と徴収の上限、取引対象、保護期間、情報を得る権利について、加盟国全体で同じ条件を保有することを意味する。

一方任意規定部分は、主に以下3点に分類することができる。支払義務者、徴収料率及び徴収対象とする販売下限、及び、徴収管理方法の設定である。加えて、没後の権利継承者については、指令には記載されておらず、各国法によって任意の決定がなされている。

支払義務者については、第1条(4)に記載され、追及権に関わるロイヤルティの支払は、販売者によって行われるという原則のもと、販売者が単独あるいは、その他の自然人または法人と共同で責任を負うことを各国法で規定できるとしている。

徴収料率については、第4条(1)で義務規定としてのロイヤルティの料率が明記されているが、同(2)で最も低い販売価格帯である5万ユーロまでの料率である4%については、各国法で5%に設定することも可能であるとして、著作者への保護をさらに手厚くすることを容認している。

(35) 2001/84/EC, recital 1

徴収対象とする販売の下限については、第3条で、3,000ユーロを上回らないものと規定されているが、第4条(3)において、3,000ユーロより低い基準で下限を設定した場合には、最低料率は4%を下回らないものと規定される。すなわち、徴収対象とする販売額は、1-3,000ユーロのどこに設定しても構わないが、3,001ユーロを超えることはできない。そしてその場合、料率は、4%あるいはそれ以上が適用される。また、下限から5万ユーロの間については、規定は4%であるものの、5%とすることも自由となる。

徴収管理方法としては、第6条(2)で、義務的(compulsory)徴収制度あるいは選択的(collective)徴収制度のどちらを選ぶかについて各国法で選択できるとしている。

2.3 欧州追及権指令の影響

2.3.1 欧州2011年報告書

欧州における追及権導入について、美術品市場への影響といった観点から調査された報告書が、“Report on the Implementation and Effect of the Resale Right Directive (2001/84/EC)”⁽³⁶⁾(追及権指令の導入と効果に関する報告書(以下、「欧州2011年報告書」))である。本指令第11条においては、導入によって美術品市場がいかなる影響を受けるかについて調査を行い、4年ごとに欧州議会、理事会、および、経済・社会委員会への提出を行うことが義務付けられていた⁽³⁷⁾。欧州委員会は、報告書原案を作成し、さらなる調査のため、2011年1月7日より3月11日までパブリックコンサルテーションを募集した⁽³⁸⁾。その結果を受け、本報告書は2011年12月14日

(36) Report from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee, “Report on the Implementation and Effect of the Resale Right Directive (2001/84/EC)”, COM (2011) 878 final, Brussels, 14 Dec 2011, p3

(37) 2001/84/EC, Article 11

(38) Consultation on the implementation and effect of the resale right directive-7th

に発行された。

本報告書では、まず、本欧州指令の目的は、「著作者が美術の原作品の経済的な利益の一部を受けることを保証すること」⁽³⁹⁾及び「欧州域内市場における権利の適用の有無による差別を排除すること」⁽⁴⁰⁾の二点であることを明記したうえで、導入による影響を分析するための基礎データとして市場規模についても報告されている。美術品市場の背景としては、2010年の世界の美術品市場規模430億ユーロに対し、欧州は全世界市場の37%を占め⁽⁴¹⁾、アメリカが34%、中国が23%と続く。追及権の保護期間は、著作者の没後70年間であることから、現代アートおよび近代アートがその対象となる。すなわち、世界の2010年のオークションの約半数にあたる21億ユーロが相当し、欧州では純粋美術オークションの約半数となる⁽⁴²⁾。

報告書は、追及権の導入によって、中国市場の台頭を促進したと考えることは難しく、現時点では、美術品市場の売り上げにいかなる影響を及ぼしてきたか判断するには時期尚早であると結んでいる。

美術品市場が欧州域内から域外へと移動したかという点については、オークション販売における生存中の著作者の作品、あるいは、没後の著作者の作品といったどちらのカテゴリーにおいても、現状では移動の証拠となるパターンは観察されていない⁽⁴³⁾。

一方、5万ユーロを超える高額作品の市場⁽⁴⁴⁾においては、追及権の支払いを取引費用の一つとしてみると、輸送費用と比較して、市場を追及権の無い国（アメリカや中国）に移動することについての、一つの検討要因

Jan 2011. 以下で概要を参照可能。http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2011/resale_right_en.htm

(39) 2001/84/EC Recital 3

(40) 2001/84/EC Recital 9

(41) 欧州2011報告書 p 4

(42) 同報告書 p 4 - 5 および p 12 (figure 1, Annex1)

(43) 同報告書 p 5

(44) 同報告書 脚注11, 英国は、非常に高い価格帯の販売が少数行われていることが報告されている。

となるとされる⁽⁴⁵⁾。

また、オークションによる販売はニューヨークで、ディーラー経由の販売は国際フェアで行われる傾向が強いことから、追及権の導入が、市場選択の一つの要因となるとされる⁽⁴⁶⁾。

著作者への支払いについては、欧州連合27カ国中10カ国の著作権管理団体への調査から、2007年には14,400,000ユーロを7,107人の著作者に、2010年には14,000,000ユーロを6,631人に分配したことが判明している。

欧州加盟国の国内法における導入については、本欧州指令には義務規定と任意規定が混在し、また、加盟国間での商習慣や市場といった背景の違いから、該当する各国法の規定が完全に一致しているということはできない。一例をあげると、徴収率の下限は、3,000ユーロとしているものの著作者保護のためにそれ以下を設定することも可能とされるため⁽⁴⁷⁾、加盟各国の規定には15から3,000ユーロまで幅がある。但し、この点については、欧州域内取引になんら否定的な影響は出ていないとしている。

また、徴収方法については、強制徴収制度あるいは任意徴収制度という選択肢があるが、制度の差による問題については、未だ情報収集が十分でないとされる。

さらに、販売が繰り返される作品についての追及権の負担者について、各国法における支払い義務者の規定に差異があることにより、購入時と販売時の二回の支払い義務が生じてしまう場合があることが示されている。これは、実際に美術品取引に携わる関係者によって実務的な観点からも検討されることが必要な問題であるとされた。

欧州2011報告書の結論は、本指令が、欧州連合加盟国における美術品市場シェアの減少につながるという明白な根拠はみいだせないとしながらも、調査の段階では、全加盟における没後の著作者保護が完了していなか

(45) 同報告書 p 7

(46) 同報告書 p 7 - 8

(47) 2001/84/EC, Article 3

ったため⁽⁴⁸⁾、継続的な調査の後に再度報告書の提出を求めている。同時に、欧州連合における追及権の徴収と分配制度を改善するために、美術品取引関係者が一同に会し、Stakeholder Dialogue（以下、美術関係者会議）としての提言をまとめることが求められた⁽⁴⁹⁾。

2.3.2 美術関係者会議

本報告書の要請を受けた美術関係者会議は、2013年中にブラッセルで4回行われ、その結果 Key Principles And Recommendations On The Management Of The Author Resale Right（以下「提言」）がまとめられ、2014年2月17日に全関係団体が署名を行った。参加者は、芸術家を代表する団体（以下「美術家団体」）、著作者／著作権者（以下「著作者」）、著作権管理団体（以下「著作権管理団体」）、オークション会社／ディーラー／ギャラリー（以下「市場仲介者」）、ディーラー等の利益を代表する団体（以下「取引団体」）を含む関係者⁽⁵⁰⁾である。その前文には、この提言は「主要なオークションハウスの代表者、ディーラー等の利益団体、著作権管理団体、および著作者の間の連携の精神のもと、すべての関係者の利益のため追及権制度の円滑な導入を達成するために合意した」⁽⁵¹⁾のものであると記載されている。この提言では、透明性と管理体制、追及権に関する告知、および、複数回の販売と支払に関する問題について全22の合意事項がまとめられている。

透明性と管理体制のための一般的な合意事項としては、著作権管理団体

(48) 201/84/EC Article 8(3) より、追及権を未導入だった国については、二段階の導入が許されており、2006年時点では、生存中の著作者のみを保護していた。しかし、2012年より全著作者を保護するに至った。

(49) 同報告書 p11

(50) この提言に署名した17団体は以下。美術家団体：ECA-SAU, EVA；著作権管理団体：CISAC, GESAC, ADAGP, Copydan, DACS, VG Bild-Kunst, Artists' Collecting Society；市場仲介者：Christie's, Sothby's；取引団体：CINO, EFA, BADA, FEAGA, LAPADA, SLAD

(51) "These "Key Principles and Recommendations" were agreed upon in the spirit of solidarity between representatives of major auction houses, Trade Associations, CMOs and Artists, in order to achieve a smooth application of the resale right for the benefit of all parties concerned." P 2

は、利益を代表する著作者の登録について市場仲介者への開示、および、正当な疑惑がある場合の証拠提出義務を負うとしている。徴収方法には任意あるいは強制の二種類があるが、強制徴収制度が適用される国においては、著作権管理団体は、団体に未加盟の著作者を搜索するための努力をすることに合意している。また、本指令第 9 条に従って、市場仲介者が管理団体に著作者名、販売価格および販売日といった必要な販売情報を提供することを提唱している。

本会議での合意事項として、今後、報告システムあるいは、両者の合意のためのメカニズムを構築し、将来的な議論のためのデータ集積を行うこととなった。著作権管理団体は、また、明確なガイダンスを示すことで、追及権に関する情報や知識を、広く知らしめることに責任を持ち、著作者団体も協働することが盛り込まれた。著作権管理団体および取引団体の協働に際しては、実践的なセミナー、ガイダンス、FAQ といった、追及権制度に関する情報を提供することに加え、取引団体あるいは著作権管理団体毎に少なくとも一名の法制度担当者を置くことが義務付けられた。また、購入者およびコレクターへの情報提供についても言及されている。

2011 年報告書に続く 4 年毎の報告書は、次回、2015 年に発行が予定されているが、その内容には、市場仲介者間で発生する連続的な販売の範囲、および、市場仲介者が同一作品を購入し販売する際に、継続して追及権支払を行っている頻度の調査をすることが要請されている。

また、作品が別個の市場仲介者の手を通して、数回にわたり販売されるとき、販売毎に追及権の支払いが発生する。同じ作品の取得時および販売時において、同一人が二回のロイヤルティの支払いを負担する場合が生じるという問題については、今後も検討していくことが記載された。

3. 欧州追及権指令の範囲

本報告書及び本関係者会議を通じて、導入による美術品市場が被る顕著

な影響は、未だ見出されていないとされる。しかし、指令が任意規定として定めた点については、加盟国間には依然として差異が存在する。このような差異が争点となる訴訟が起きた場合、各国法の規定が指令に批准しているかが問題となり、CJEUには、実際、追及権に係る二つの裁判が付託されるに至っている。著作者の没後の権利継承者の差異についてのダリ事件、及び、ロイヤルティの支払い義務者についてのクリスティーズ事件である。

これらの事件で付託された問題に共通するのは、指令の説明規定13及び15でいう加盟各国法と欧州追及権指令との間でどの範囲でハーモナイズが必要であるかについてである⁽⁵²⁾。

Recital (13) Existing differences between laws should be eliminated where they have a distorting effect on the functioning of the internal market, and the emergence of any new differences of that kind should be prevented. There is no need to eliminate, or prevent the emergence of, differences which cannot be expected to affect the functioning of the internal market.

説明規定(13) 域内市場の機能を歪曲させる効果を持つ場合、既存の各国法間の差異は撤廃され、さらに、そのような新たな差異の発生は予防されるべきである。域内市場の機能になんら影響を及ぼすと思われない差異の存在については、撤廃あるいは予防の必要はない。

Recital (14) A precondition of the proper functioning of the internal market is the existence of conditions of competition which are not distorted. The existence of differences between national provisions on the resale right creates distortions of competition and displacement of sales within the Community and leads to unequal treatment between artists depending on where their works are sold. The issue under consideration has therefore transnational aspects which cannot be satisfactorily regulated by action by

(52) 以下説明規定13～15は筆者による試訳。

Member States. A lack of Community action would conflict with the requirement of the Treaty to correct distortions of competition and unequal treatment.

説明規定 (14) 域内市場の適切な機能を保つための前提条件は、歪曲されていない競争条件が存在することである。追及権に関わる各国法間の差異は、競争の歪曲及び域内における販売地の移動を生み、それは、作品がどこで販売されたかを理由として著作者間に不平等な待遇を与えることに繋がる。従って、懸案の問題は、加盟国の行為のみによって十分に規定され得ない国際的な側面がある。欧州連合としてなんら措置を取らないとすれば、競争の歪曲及び不平等な扱いを修正するという条約の要請との間で矛盾を生じさせる。

Recital (15) In view of the scale of divergences between national provisions it is therefore necessary to adopt harmonising measures to deal with disparities between the laws of the Member States in areas where such disparities are liable to create or maintain distorted conditions of competition. It is not however necessary to harmonise every provision of the Member States' laws on the resale right and, in order to leave as much scope for national decision as possible, it is sufficient to limit the harmonisation exercise to those domestic provisions that have the most direct impact on the functioning of the internal market.

説明規定 (15) 従って、各国の条文の間での相違の範囲の観点から、このような差異が競争上の歪曲された条件の創出あるいは維持を免れないような分野においては、加盟国法間における差異に対処するための調和政策を適用することが必要である。しかし、追及権に関わる加盟国法の条文をすべて調和させる必要性はなく、可能な限り各国での決定の余地を残すためには、域内市場の機能面で最も直接的に影響を与える国内法の条文のみに限定することで十分である。

3.1 フランスの追及権制度

3.1.1 フランスの美術品市場規模

追及権に関わる2つの CJEU 判決は、両事件ともにフランスの裁判所から付託されている。フランスは、長年追及権制度を維持している国であり、かつ、欧州の美術品市場におけるその販売シェア⁽⁵³⁾を考慮すれば、まさに最も訴訟発生の蓋然性の高い国であるということもできる。2013年の世界の美術品市場シェアは、その取引額ベースでみると、アメリカ38%、中国24%、英国20%、フランス6%、スイス2%と続く。オークション市場シェアは、アメリカ33%、中国33%、に次ぎ、英国は17%、フランスは6%となっており、欧州でいえば、フランスは第二位の市場規模を持つ。一方で、ファインアートのオークション市場シェアまで限定してみると、取引額ベースでは、アメリカ33%、中国33%、英国17%、そしてフランスの6%だが、規模ベースでは、アメリカ21%、中国18%に続き、フランス11%、イギリス9%となり、フランスがイギリス⁽⁵⁴⁾を上回っていることになる。

3.1.2 フランスの追及権

ファインアートに限ればフランスは、現在も欧州最大規模の市場を持っている。そして、追及権を初めて導入した1920年以来約100年の間に、適切な保護をめぐって多くの法改正を行ってきた。

(53) 以下記載データの出典は、Clare Mc Andrew, *TEFAF Art Market Report 2014–The Global Art Market, with a focus on the US and China*, TEFAF Maastricht, 2014 p 27

(54) 欧州の美術品市場において、イギリスは最も大きなシェアを占めているが、取り扱われる作品の中にはアンティークも多く存在することから、著作権者の没後70年を超えたアンティークであれば、追及権制度の対象とはならないことになる。欧州追及権指令の導入の是非を議論する際には、イギリスは、自国の美術品市場への影響を危惧し、導入への反対姿勢を示した。しかし、導入直前に出された報告書によって、英国の市場において追及権支払の対象となる美術作品は限定的であることが判明し、予想される影響は考えられていたほどのものではないとされたという経緯もある。

1920年法では、公開競売で販売された絵画、彫刻、あるいは描画であって、1,000から10,000フランまでの販売額の1%, 20,000フランまでが1.5%, 50,000フランまでが2%, それ以上が3%の支払いが規定された。そして、その2年後の改正では裁定取引額を50フランまで下げ、50から1,000フランまでの販売額については1%という料率が設定された⁽⁵⁵⁾。

1957年、追及権を著作権法第42条に含む、1957年著作権法が制定された。1957年法では、料率を販売額の3%に固定し、公開競売およびディーラー経由の取引を含むとした。最低取引額は、通貨価値の上昇から10,000フランに変更した。また、著作者の没後の権利者を相続人に限定したこともその特徴的な点として挙げられる。1920年法と1957年法の違いは、まず、前者では取引対象が公開競売に限定されていたが、後者ですべての販売に拡大されたことである。さらに、後者では没後の継承者から相続人以外の権利受遺者を除外した。

フランス法上の追及権はこのような変化を経て形成され、1920年法以来、財産権⁽⁵⁶⁾に分類されており、欧州追及権指令による批准を行うまで、1957年法を基本的には維持した。批准後の現行の追及権制度は、第122の8条に規定されている。

フランス知的財産法典（知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）⁽⁵⁷⁾

**第一部 文学的及び美術的所有権 第一篇 著作権 第二節 財産権
第122の8条**

(55) 1920年法の料率設定は、後述の欧州指令同様の、販売額に対する料率を合算するという形が取られていた。ただし、価格帯が上昇するに従って、料率が上昇している。欧州指令では、価格帯の上昇に従って、料率が下降している。

(56) フランスでは財産権に分類されるが、多くの国では、財産権あるいは人格権という分類がない。

(57) 大山幸房訳『外国著作権法令集 フランス編』知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）2009年1月更新，CRIC HP より。
<http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france.html>

1. 欧州共同体の加盟国又は欧州経済圏協定の加盟国の国民である図形及び造形の原著作物の著作者は、追及権の特権を受ける。追及権は、美術市場の専門家が売り手、買い手又は仲介者として介入する場合において、著作者又はその権利承継人が行う最初の譲渡の後の著作物のいずれの販売の収益にも関与する譲渡不能の権利とする。ただし、この権利は、この販売の前3年以内に売り手が著作者から直接に著作物を取得した場合、及び販売価格が1万ユーロを超えない場合には、適用されない。
2. この条にいう原著作物とは、芸術家自身が創作した著作物、及び芸術家自身によって又はその責任において限定された数量で製作される複製物をいう。
3. 追及権料は、売り手の負担とする。その支払いの責任は、販売に介入する専門家に帰せられ、また、譲渡が2人の専門家の間で行われる場合には、売り手に帰せられる。⁽⁵⁸⁾
4. 第1項にいう美術市場の専門家は、販売から3年の期間内に追及権料として支払うべき金額の精算に必要なすべての情報を著作者又は追及権料徴収分配協会に提供しなければならない。
5. 欧州共同体の加盟国又は欧州経済圏協定の加盟国の国民でない著作者及びその権利承継人は、その者が国民である国の法令が、すべての加盟国の著作者及びその権利承継人について追及権の保護を認める場合には、この条に規定する保護の特権を認められる。
6. この条の適用条件、特に受けるべき権利料の総額及び計算方法並びに販売がこの権利に従う超過の販売価格は、国务院令が定める。同令は、また、欧州共同体の加盟国又は欧州経済圏協定の加盟国の国民でない著作者であって、フランスに常居所を有し、かつ、5年以上の間フランスで芸術生活に参加している者は、この条に規定する保護の特

(58) 下線は筆者による。後述の Christie's 事件の争点である。

権を受けることを要求することができる旨を定める。

第123の7条

第122の8条に定める追及権は、著作者の死後は、いずれの受遺者及び権利譲受人も排除して、相続人のために、及び第123の6条に規定する用益権については配偶者のために、当該暦年及びそれに続く70年間存続する⁽⁵⁹⁾。

3.2 没後の権利継承者

3.2.1 各国法の差異

欧州追及権指令第1条(1)で、追及権は譲渡不能、放棄不能と明記され、第6条(1)では、追及権によるロイヤルティは著作者に、その没後は、権利継承者にそれぞれ支払われるとされる。

Article 6 Persons entitled to receive royalties

1. *The royalty provided for under Article 1 shall be payable to the author of the work and, subject to Article 8 (2), after his death to **those entitled under him/her.***

第6条 ロイヤルティを受ける資格のあるもの

1. 第1条規定のロイヤルティは、著作者あるいは第8条(2)のもと没後にその**権利継承者**に支払われる⁽⁶⁰⁾。

ただし、権利継承者の定義はなく、各国法にゆだねられている。本件は、スペインの著名な美術家であるサルバドール・ダリ⁽⁶¹⁾の追及権をめぐるスペイン、フランス両国法の差異から派生した訴訟であり、二国間で

(59) 下線は筆者による。後述の Dali 事件の争点である。

(60) 筆者による試訳。

(61) Salvador Dali (1904-1989) スペインの20世紀を代表する画家。経歴は公益財団法人諸橋近代美術館 <http://dali.jp/collection/dali/index.html> あるいは Dali Theatre-Museum (スペイン、フィゲレス市) http://www.salvador-dali.org/dali/en_bio-dali/ のウェブサイトを参照。

没後の権利継承者の扱いが違う場合、追及権の権利継承者として誰に支払うべきかという問題について争われた。

ダリは、遺言で、スペイン政府を「全ての財産、権利、美術的創造物の維持と宣伝又は作品保護を行う普遍的かつ無条件の受遺者（universal and unconditional heir to all his property, rights and artistic creations, fervently calling upon it to preserve, disseminate and protect his works of art）」⁽⁶²⁾として指名した⁽⁶³⁾。フランスの著作権管理団体である *Authors dans les Arts Graphiques et Plastiques* (ADAGP) は、徴収した著作権使用料のうち、追及権以外の著作権に関しては *Visual Entidad de Gestión de Artistas Plasticos* (VEGAP) に、追及権に関してはフランス法に基づきダリの6名の傍系遺族に、夫々支払った。

フランス知的財産法典第123条の7条⁽⁶⁴⁾は、1957年法以来相続人以外の受遺者および権利譲受者を除外している。一方のスペイン法については、1987年11月11日知的財産権法第24条に規定され、1996年以来著作者の死因贈与（*mortis causa*）による相続者に権利が与えられると規定されているのみである。

3. 2. 2 Fundació Gala-Salvador Dali, VEGAP v. ADAGP 判決

2005年12月28日、ダリ財団並びに VEGAP は、ADAGP に対し、ダリ作品に関して1997年10月17日以来徴収された追及権料について、ダリ財団への支払い命令を求めてパリ大審裁判所に訴訟を起こした。裁判所は、「フランス法が追及権の相続を遺族に限定し、受遺者や権利譲受人を除外する

(62) Fundació Gala-Salvador Dali, VEGAP v. ADAGP, C-518/08

(63) 1983年にダリは、自作品とその権利の保護等を目的としたサルバトール・ダリ財団（Fundació Gala-Salvador Dali）を設立した。スペイン文化省はダリ作品に関する著作権管理をダリ財団に依頼し、ダリ財団は、1997年、著作権料徴収団体の VEGAP を通じて、全世界での独占的な著作権料の徴収を行うこととした。VEGAP は、1997年 ADAGP にフランスにおける著作権の徴収を委託した。上記判決 C-518/08 より。

(64) 3. 1. 2 参照。

ことが、欧州指令2001/84/EC との関係で維持可能であるか」⁽⁶⁵⁾ 及び「欧州指令第 8 条（２）（３）でいう移行期間（transitional period）はフランスにも逸脱を許容するか」⁽⁶⁶⁾ の二点について、CJEU に付託した。

フランス法上の相続に関する質問について先決裁定を行うにあたり、CJEU はまず自らの役目は指令を如何に各国法に取り入れたかという点について判断することでも、各国法の是非を論ずるものでもないと明言した。その上で、第 6 条（１）の規定⁽⁶⁷⁾ は、フランス法のように相続人以外の受遺者および権利譲受者を除外するような加盟国内法についても排斥するかという判断のためには、指令の文言のみならず、指令が作られた主旨をも検討していくべきとした。

まず文言からの解釈については、第 6 条（１）でいう没後の権利継承者（those entitled）といった概念が具体的に誰を指しているかについての記載はない。そこで、指令の目的を見ると、まず、説明規定 3 及び 4 から、著作者が美術の原作品の経済的な利益の一部を受けることを保証することとし、次に、説明規定 9 及び 10 から欧州域内市場における権利の適用の有無による差別を排除することであるとしている。

Recital (3) The resale right is intended to ensure that authors of graphic and plastic works of art share in the economic success of their original works of art. It helps to redress the balance between the economic situation of authors of graphic and plastic works of art and that of other creators who benefit from successive exploitations of their works.

説明規定（３） 追及権はグラフィックアート及び造形美術の著作者が

(65) 原文は以下。“Can the French Republic, subsequent to Directive, retain a resale right allowed only to heirs to the exclusion of legatees or successors in title?”

(66) 本来、第 8 条（２）及び（３）は、未導入国の追及権導入への移行期間を示している。原文は以下。“Do the transitional provisions of Article 8 (2) and (3) of Directive of 27 September 2001 allow the French Republic to have a derogation?”

(67) 「３．１．２ フランスの追及権」参照。

彼らの美術の原作品の経済的成功の一部を得ることを保証することを意図する。それは、グラフィックアート及び造形美術の著作者における経済的な状況と、自作品の継続的な販売からの利益を得るその他の著作物の著作者との間の均衡を是正することを促進する。

Recital (4) The resale right forms an integral part of copyright and is an essential prerogative for authors. The imposition of such a right in all Member States meets the need for providing creators with an adequate and standard level of protection.

説明規定(4) 追及権は、著作権の中心的な部分を形成するものであり、著作者の重要な特権である。このような権利を全加盟国に規定することは、創作者に対し適切かつ標準的なレベルの保護を与える必要性に合致するものである。

目的のうち後者は、前述の説明規定13⁽⁶⁸⁾で、域内市場の機能を歪曲させる効果を持つ場合には、加盟国法間の差異は撤廃されるべきだが、域内市場の機能になんら影響を及ぼすと思われない差異である場合には、撤廃の必要はないとされる。付託された第一の問題については、著作者の没後の継承者の決定を各国法でそれぞれ規定することは、域内市場の機能に影響があるとは考えられないとし、第二の問題については、検討は不要であるとした。

この判断を受けて、パリ大審裁判所は、2011年7月11日に、フランスにおけるダリ作品の販売から発生する追及権の支払いを受ける者はフランス法あるいはスペイン法のどちらに準拠して決定するかという点を明らかにした。すなわち、著作者の没後の追及権の継承については、「継承の開始した日」からその継承者に追及権が発生することになるため、「継承が開始した時点においては知り得ないいずれの国で再販売されるかということに関わりなく」、相続を規定する準拠法が権利者を決定するとした。裁判

(68) 「3 欧州追及権指令の範囲」参照。

所は、相続の準拠法は、没した著作者の居所の法となり今回の場合にはスペイン法であるとした⁽⁶⁹⁾。

3.3 追及権の支払い責任

3.3.1 フランス法と欧州追及権指令

欧州追及権指令第1条(4)⁽⁷⁰⁾は、まず追及権の支払い者を販売者であると規定した後に、加盟国に対してその他の美術の専門家にも共同で支払責任を負わせることができるとしている。

一方、フランス知的財産法典122の8条⁽⁷¹⁾は、販売者によって支払われることを明記している。

オークション会社 Christie's France は、追及権の支払いを契約に基づき購入者に課すことに決めたことから、フランスのディーラーの団体である Comite Professionel des Galeries d'Art (以下 CGPA) 及び Syndicat National des Antiquaires (以下 SNA) が、それぞれ別の訴訟を起こした。

CPGA v. Christie's France 事件⁽⁷²⁾においては、欧州追及権指令およびフランス法は、販売者に支払い義務を与えるという前提を述べたのち、一方で、購入者と販売者の合意によって追及権のロイヤルティ支払者を決定することをフランス法は妨げないと判示され、契約によって購入者に実質的な支払いをさせることを容認した。後者の SNA v. Christie's France 事件は、前者とは異なる経緯を経て判決が出されている。以下、後者について述べる。

Christie's France は、大手オークション会社 Christie's のフランス支店

(69) Fundació Gala-Salvador Dalí v ADAGP No. RG: 10/11343 バリ大審裁判所2011年7月8日判決。本事案の詳細については Ashley Cukier, *Dali Gives Greater Clarity to the Resale Directive*, European Intellectual Property Review, Issue 11 2013, pp 653-666

(70) 後述「3.2.2 Christie's France SNC v. SNA 判決」参照。

(71) 「3.1.2 フランスの追及権」参照。

(72) CPGA v. Christie's France, 2013年7月3日バリ控訴裁判所判決

であり、定期的に美術品オークション等を企画している。販売カタログにおいて、特定の印を付した作品については、Christie⁷³ 社が販売者に代わってそのロイヤルティ額を徴収することを、その一般条項に記載した。SNAは、2008年及び2009年に行われた販売に関し、上記の条件を基にChristie'sが購入者に支払い義務を課したことについて、フランス知的財産法典122-8に反する不正な競争に該当すると主張して、本条項の無効を求めて訴訟を提起した。一審のパリ地方裁判所は、追及権の支払い義務を購入者に課することは、それ自体が不正な競争に該当することはないとして、この訴えを退けた。

控訴審判決では、欧州指令2001/84/ECは、フランス知的財産法典第122の8⁽⁷³⁾に反するとして、購入者にロイヤルティ相当額を支払わせることは無効であるとした。破毀院においては、その審査の過程で、欧州指令2001/84/EC第1条(4)でいう販売者の支払い義務は、契約による逸脱を容認することなく、販売者が絶対的にその費用を負担することが求められると解釈されるかという問題について、CJEUに付託した。

3.3.2 Christie's France SNC v. SNA 判決⁽⁷⁴⁾

CJEUはまず、説明規定3及び4を引いて⁽⁷⁵⁾、指令の目的の一つには、「美術の著作者が著作物の原作品の経済的成功の一部を受ける権利」を保証することであると述べた。その上で、説明規定13及び14⁽⁷⁶⁾では「販売地の法制度の差異によって著作者に不平等な扱いが起こるような場合には撤廃されるべき」と記載されていることを指摘し、各国法で、まず、追及権を設定することが求められていることを示した。すなわち、CJEUは、各国法が追及権ロイヤルティの実質的支払を保証することに責任をもち、その場合、指令によって設定された枠組みの中で支払い責任を持つ者を決

(73) 「3.1.2 フランスの追及権」参照。

(74) Christie's France SNC v. Syndicat national des antiquaires, C-41/14

(75) 「3.2.2 Fundació Gala-Salvador Dalí, VEGAP v. ADAGP 判決」参照。

(76) 「3 欧州追及権指令の範囲」参照。

定することができるのは、その国の法のみであるとした。第1条(4)は、原則的に販売者に支払い義務があるとした一方で、説明規定25には以下のような記載がある。

*Recital (25) The person by whom the royalty is **payable** should, in principle, be the seller. Member States should be given the option to provide for derogations from this principle in respect of liability for payment. The seller is the person or undertaking on whose behalf the sale is concluded.*

説明規定(25) 追及権を**支払う者**は、原則として販売者である。加盟国には、支払責任に関しこのような原則から逸脱する選択肢が与えられる。販売者とは、その者、あるいは、代理で販売を完了させることを引き受ける者である。

一方で CJEU は、第1条(4)について言語によってその規定に差異が存在するという点を指摘する。すなわち、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガル版は、支払責任者と実質的負担者とが明確に区別されているが、その他の言語に置いては、そのような区別が行われていないという。以下、前者と後者より一か国を抽出し、比較のためフランス語版と英語版の試訳を試みる。

フランス語版

Article premier (4) Le droit visé au paragraphe 1 est à la charge du vendeur. Les États membres peuvent prévoir que l'une des personnes physiques ou morales visées au paragraphe 2, autre que le vendeur, est seule responsable du paiement du droit partage avec le vendeur cette responsabilité.

第1条(4) 前(1)項に規定される規定の権利については、販売者に**支払い義務**がある。販売者がその支払に**単独で責任を持つ**、あるいは、販売者とともに**責任を分担する場合**を除き、加盟国は、前(2)項でいう自然人あるいは法人の一人を規定することができる。

英語版

Article 1(4) The royalty shall be payable by the seller. Member States may provide that one of the natural or legal persons referred to in paragraph 2 other than the seller shall alone be liable or shall share liability with the seller for payment of the royalty.

第1条(4) 追及権は、販売者によって支払われる。加盟国は、追及権の支払いにおいて販売者単独で責任を持つ、あるいは、販売者とともに責任を分担する場合を除き、加盟国は前(2)項でいう自然人あるいは法人の一人と規定することができる。

フランス語版では、支払義務者 (à la charge du vendeur) は販売者であるとしたうえで、支払責任を持つ者 (responsable du paiement) について規定している。しかし、英語版においては、販売者によって支払われる (be payable by the seller) とした後、販売者が支払いに責任を持つ (seller shall be liable for payment) と続き、支払義務を持つ者という記載はない。

CJEU は、このような言語による規定の差異の存在と、欧州法の条文の統一的な解釈を考慮する場合、規定の目的に立ち返るべきとしている。本指令の目的は、美術品市場における競争の歪みをなくすことが求められているが、この場合、説明規定13及び15⁽⁷⁷⁾ において設定された解釈の判断基準 (boundaries) によって判断されるべきとした。追及権制度を域内で機能させるために、直接影響のある分野を除き、各加盟国法の差異を撤廃する必要はないため、契約によって、購入者を含むその他の者に支払いを負担させることは、著作者に対して支払いを行う義務と責任を負う者の決定に影響しない限り、各加盟国が決定することができるとした。

この判決を受けて、フランス破毀院⁽⁷⁸⁾ は、2012年12月12日付け控訴審判決を否定し、契約の一般条項によって購入者が追及権を負担すること

(77) 「3 欧州追及権指令の範囲」参照。

(78) 2015年6月3日パリ破毀院判決

が、フランス知的財産法典第122-8条に反することはないとして、ヴェルサイユ控訴院に差し戻した⁽⁷⁹⁾。

4. 欧州追及権制度の可能性と限界

CJEU は、Dali 事件及び Christie's France 事件双方において、まず、欧州追及権指令の目的を検討した上で、懸案となった各国法の差異が果たして、欧州全体の追及権制度に如何なる影響があるかといった観点から判断を行った。

欧州追及権指令の目的は、著作者が美術の原作品の経済的な利益の一部を受けることを保証すること、及び、欧州域内市場における権利の適用の有無による差別を排除することである。説明規定1の通り、追及権は著作者の持つ譲渡不能の権利であることを明記し、それを域内で確実に実施することで、追及権の有無を理由とした差別を撤廃することである。

Recital (1) In the field of copyright, the resale right is an unassignable and inalienable right, enjoyed by the author of an original work of graphic or plastic art, to an economic interest in successive sales of the work concerned.

説明規定(1) 追及権は、著作権に属する譲渡不能かつ放棄不能の権利であり、グラフィックアートあるいは造形美術の原作品の著作者が、その作品の継続的な販売における経済的な利益を享有する。

(79) 破毀院は、「司法最高裁判所として位置づけられるようになってからも、もっぱら法の解釈を統一する任務のみに当たり、事件の解決に直接あたることにはなかった」とされ、「原判決を破毀する場合にあっても自判することはせず、事実審裁判所に移送してきた。」滝沢正『フランス法第4版』三省堂(2010) p180

この場合、破毀判決がだされているが、「ある原審判決が破毀院によって破毀されると、原審と同一審級—控訴院の場合は控訴院、小審裁判所の場合は小審裁判所—の異なる裁判所に事件は移送される。フランスでは原審裁判所に差し戻すことはしない。」滝沢正 *ibid*, p 196

追及権に限らず、知的財産制度は、一国内でその範囲や対応決定しても、国境を越え相互に影響しあうことは必須であり、権利者を含む取引当事者は、最も有利な市場を選択するという所謂フォーラムショッピングを行うという結論に達することは容易である⁽⁸⁰⁾。二つの訴訟上の争点となったのは、欧州追及権指令に記載がなく各国法間での差異が生じていた点であり、今回の判決は欧州追及権指令上の任意規定と義務規定の間を埋めることになる。CJEU が明確な判断を下したことで、2011年報告書にも記載されていた欧州域内の追及権の施行上の一つの問題が解決したと言い換えることができる。

但し、結論として、各国法を妨げるものではないとしたことは、欧州連合内の追及権法制を統合するという意味合いからすると、独自の法制度を作ることを容認しており、指令という域内加盟国の合意事項の一つの限界が示されたということができる。すなわち、欧州連合は、多くの独自性を保有する国家の集合体にすぎず、実質的に欧州全体を包含する同一の権利をシェアできないことになる。

しかし、そこには具体的な共通の判断基準が明確に存在するということができる。両判決とも、説明規定13及び15を基に、欧州全体で共有すべきか否かについての解釈上、その目的に照らした上明確な意図が表現されている。

説明規定13では、域内市場の機能を歪曲させる効果をもつ加盟国法間の差異は撤廃されるべきであるものの、市場機能への影響がないような場合であれば、そのような差異の存在を容認するとしている。説明規定15では、その第二段落で、追及権法に関わる加盟国法の条文をすべてハーモナイズする必要がないことを明記したうえで、できる限り国内判決による決定の余地を残すことが意図されている。そこから、欧州追及権指令の目的

(80) 追及権ない国へ市場が移動するという危惧は、このような考え方から生じているが、美術品については市場決定の主要な要素が、追及権の支払いの有無のみではないことが、今回の結果につながっていると考えられる。

とされた、「美術の著作権者の権利の保証」については、まず、両判決は直接的な影響を及ぼしておらず、「域内市場間の追及権制度の適用の有無による差別の撤廃」についても、適用の有無に関わるものではないといった結論が導かれている。

各国内法のみでは完全に保護を与えることができない知的財産法の分野においては、各国法が自由裁量を維持しながら、欧州指令の目的に向かうことができるという国家間の関係性に関する、一つの（統合）モデルが示されることで、欧州外の国家との交渉等においても参考となると思われる。これは、欧州追及権指令第 8 条（4）及び説明規定 7 でいう、世界の他の地域における追及権の導入を推奨していくという活動⁽⁸¹⁾ にもつながるといえ、このような加盟国と指令との関係性が一つの基準を基に明確化されていくことは、重要である。

一方、二つの判決から導かれた、欧州追及権指令の目的として示された著作権者の権利の保証上の問題について直接的な影響はない事柄である場合、欧州各国法が独自の設定をすることが可能であるという点については、著作権者の保護に関しては影響がないとしても、現実の支払い者たる美術品市場関係者には重大な影響を与える⁽⁸²⁾。

市場関係者の観点から検討すれば、ダリ事件において、CJEU が各国法によって継承者が決定されるべきことを明らかにしたことは、美術品市場における取引の安定といった観点から、重要である。国際的に著名な美術

(81) ベルヌ条約14条3を義務規定とするよう交渉を行うことが説明規定7にも記載されている。2001/84/EC recital (7) The process of internationalisation of the Community market in modern and contemporary art, which is now being speeded up by the effects of the new economy, in a regulatory context in which few States outside the EU recognise the resale right, makes it essential for the European Community, in the external sphere, to open negotiations with a view to making Article 14ter (2) of the Berne Convention compulsory.

(82) 欧州追及権指令に関わる4年毎の定期的な報告⁸²が要請されるのも、域内における美術品市場への影響を考慮しながら、追及権制度を維持あるいは修正していくことが必要とされるからである。2001/84/EC Article 11 revision clause

の著作者においても、未だ発展途上の著作者においても、継承に関わる準拠法が明らかになったことで、欧州域内の何れの美術品市場で取引された場合であっても、市場によって継承者が変わることはないことになる。

クリスティーズ事件においては、CJEU がロイヤルティの支払義務者の決定を各国法に委ねたことについては、今後、オークション会社を中心に市場に大きな影響を与える可能性が残されている。前述の通り、欧州追及権指令は言語版によって、著作者への支払い責任者及び実際の追及権負担者との間で区別の有無といった差異が存在する⁽⁸³⁾。

今回の各国法のみが決定可能であるという CJEU による先決裁定を受け、フランス破産院では、オークション会社が一般条項として契約を行い、購入者にその負担をさせることが、不正な競争ではないという判決が出された。これによって、今後、少なくともフランス国内市場においては、オークション会社ではなく、購入者あるいは購入者の代理を行うディーラーが負担する場合が増加することが考えられる。他国もフランスに準ずるとすれば、美術品市場の仲介者の中でもオークション会社のみが有利な状況となることが予想される。これはまさに、追及権に対する懸念の一つとして、追及権反対派の多くの学者が指摘していた点である。

一例を挙げれば、Merryman は、追及権制度を評して、美術品取引における当事者である著作者、仲介者あるいはコレクターのどれにとっても利益とならないと主張した。市場には、著作者自身が作品を販売する市場 (Primary Market) とその後の所有者による転売市場 (Secondary Market) があり、著作者が興味をもつのは直接の所得となる自作品販売市場での取引であるとする。つまり、転売市場での取引を対象とする追及権は、著作者にとっての重要な収入源とはならないという⁽⁸⁴⁾。コレクターにとってはアート作品を購入するために使われる総予算額は決まっており、追及権に

(83) Christie's France SNC v Syndicat National des Antiquaires, C-41/14, 25

(84) John H. Merryman, *The proposed generalization of the Droit de Suite in the European communities*, The Intellectual Property Institute, (1996) p 4-6

よって取引コストが上昇するために、コストのかからない同価値の他の作品に興味に移るといえるものである。この場合、価格の上下に関わらず他のアーティスト作品と代替不可能な著作権は、すでに成功しており十分裕福であるために、このような仮定には最初から含まれていないとする⁽⁸⁵⁾。

実質的に購入者が追及権を負担するという方式が各国で容認されるような状況が来れば、購入者にとっては、実際の美術品そのものの価値に加えて追及権相当額を上乗せしなくてはならず、このような場合にはその作品ではなく、同等の別の作品へと興味の対象を移すのではないかということである。本来的に美術作品に関する価格弾力性は高いと考えることはできず、購入額の僅か数パーセント程度の追及権相当額が購入を妨げる要因になる可能性は低いと考えられる。しかし、その美術作品の著作権者が、既に名声を得ている場合には、「同等の別の作品」ではなく、正にその著作権による作品のみが購入目的であるが、若く無名の著作権者であれば、追及権相当額によって、他の作品に乗り換えられてしまう場合もある。すなわち、誰が追及権を負担するかという問題は、単に各国の法制度の違いによって購入時と販売時の2回連続して追及権を負担する者が存在してしまうことにとどまらず、最終的には美術の著作権者にも影響が及ぶ問題に発展し得る。

欧州追及権指令の目的に照らし、著作権者の「直接的な」利益を妨げないという場合には、説明規定15で域内市場の機能面で最も直接的に影響を与える国内法の条文のみに限定するとしているが、今後の美術品市場に大きな影響を与えらると思われる追及権の負担者については、今後も、美術品市場関係者による美術関係者会議あるいは次回の欧州追及権報告書等を通じて、さらに検討をしていくことが必要であると考えられる。

欧州追及権指令によって、現在全欧州連合加盟国に追及権制度は導入されるに至っている。全加盟国が全く同一の法制度を持たないことは、統一

(85) 拙著「アメリカにおける追及権保護の可能性」企業と法創造 第3巻第2号
早稲田大学21世紀 COE 総合研究所 pp 182-184 (2006)

ルールの導入といった意味合いにおいては、現時点ではある種の限界があるといえる。しかし、本指令は、半永久的に現在の規定を維持するものではない。定期的に調査報告を行い、美術品市場や著作権者の権利の維持といった観点から、今後も発展し続けていくことが期待される。